

東京都障害福祉サービス等職員 居住支援特別手当事業について

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

令和6年4月

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 都はこれまでも、福祉・介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く障害福祉業界からの人材流出に歯止めをかける

→ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

障害福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員

・・・直接支援及び相談支援の業務に従事する者（※）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

（※）ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての福祉・介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの福祉・介護職員には1万円を加算）

【事業の概要】

福祉・介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、都では生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援特別手当を支給する事業者を支援

- ・ 障害福祉サービス等事業所職員の処遇の改善を目的とし、福祉・介護職員に月額1万円（法人勤続5年目までは1万円加算）を支援します。
- ・ 通常の住宅手当とは違い、**居住の形態にかかわらず、一定程度福祉・介護職員の仕事をしている職員はすべて対象**となります。
- ・ また、**既存の手当に充当することは認められません**。必ずあらたに「居住支援特別手当」を創設し、支給してください。

【対象事業所】

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び児童福祉法に定める障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を行う事業所

1 居宅介護	15 就労選択支援
2 重度訪問介護	16 自立生活援助
3 同行援護	17 共同生活援助
4 行動援護	18 児童発達支援
5 重度障害者等包括支援	19 医療型児童発達支援
6 生活介護	20 放課後等デイサービス
7 施設入所支援	21 居宅訪問型児童発達支援
8 短期入所	22 保育所等訪問支援
9 療養介護	23 福祉型障害児入所施設
10 自立訓練	24 医療型障害児入所施設
11 就労移行支援	25 計画相談支援
12 就労継続支援 A 型	26 地域移行支援
13 就労継続支援 B 型	27 地域定着支援
14 就労定着支援	28 障害児相談支援

【対象職種・条件】

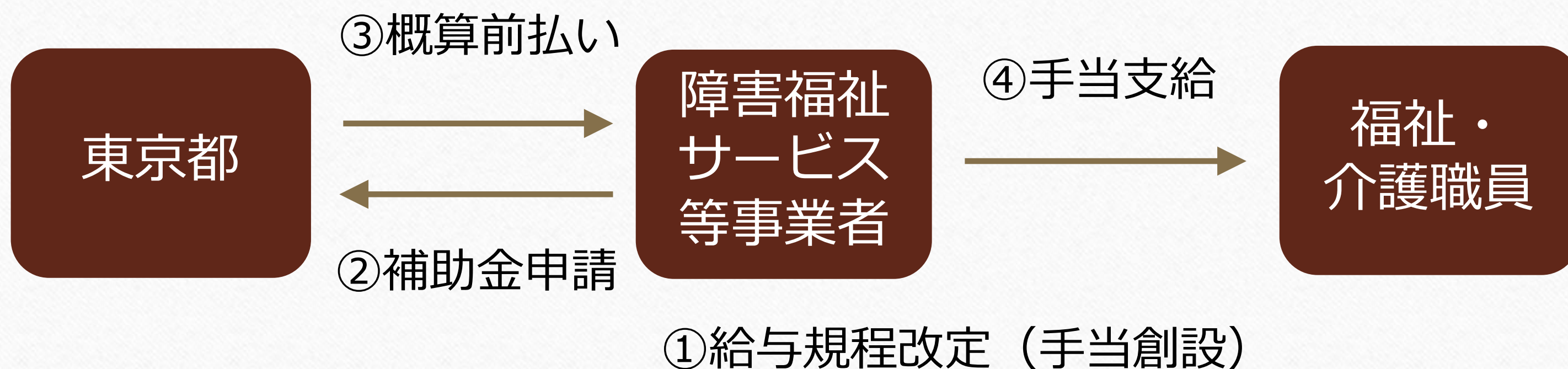
直接支援及び相談支援の業務に従事する者（※）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

※ ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

- ・対象は常勤職員及び非常勤職員です。**非常勤職員の場合、所定労働時間週20時間以上**の職員が対象になります。
- ・**役員（法人代表者を含む）**についても、週20時間以上、福祉・介護職員としての職務に従事していれば対象となります。
 - ※ ただし、役員の場合は手当の支給ができませんので、実績報告の際、勤務実績の分かる書類の提出を求める予定です。
- ・役員は、勤続5年未満でも2万円の対象にはなりません。

【事業イメージ】

まず、給与規程（就業規則）を改定してから、東京都に補助金を申請
申請の際には改定した給与規程の添付が必要



- ・ 補助金をもらう前に手当の支給をすること（①→④→②→③）も可能です。

【手当の創設】

補助金の申請には、まず居住支援特別手当を創設し、給与規程（就業規則）に記載、労基署への届け出が必要

- 手当名は「居住支援特別手当」として下さい。また、都の補助条件に沿った手当だと分かるよう「**東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱**」に準拠して支給する旨を記載して下さい。
- 当該事業の該当以外の対象（福祉・介護職員以外の職種等）に独自に支給する場合は、都の手当とは別の名称の手当において支給して下さい。

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第〇条（居住支援特別手当） 「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給するものとする。
この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

- 一、「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項（1）に当たる支給額 10,000円
- 二、第7条第4項（2）に当たる加算額 10,000円

※上記は記載例になりますので、文言は法人内でご検討ください。

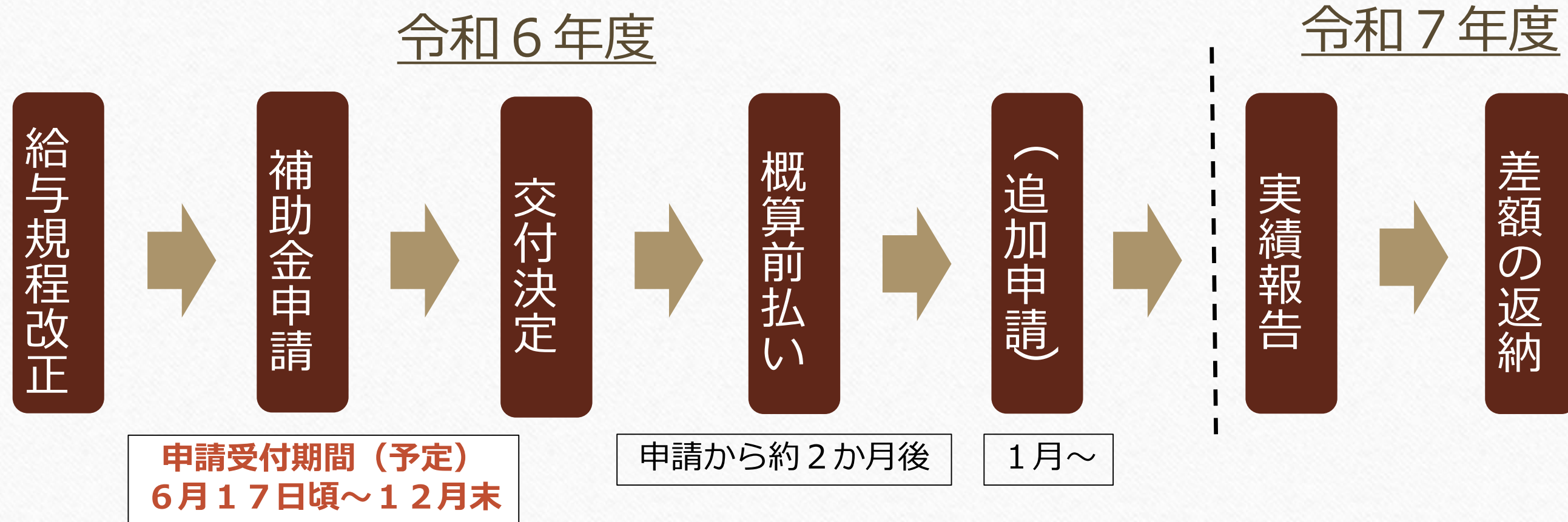
【補助金の支払い方法】

補助金は手当の支給予定分を概算前払い
翌年度、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

- ・ 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担分相当）**が前払いで支払われます。
- ・ 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

【申請スケジュール】

補助金の申請受付は6月17日頃から12月末までを予定
補助金は4月分に遡及して申請可能



- 申請は6月17日を目途に受付開始ですが、**4月分から申請できます。**
- 追加申請が必要な場合は、1月以降に受付予定です。
- 申請は法人ごとに行ってください（事業所ごとではありません）。

【申請のパターン例①】

先に手当の支給を開始してから補助金を申請する場合

【例 1】

- ・ 6月に給与規程を改定（7月から適用）
- ・ 7月から毎月手当を支給
- ・ 12月に補助金を申請

補助金は手当7月分から申請

【例 2】 ← 推奨

- ・ 6月に給与規程を4月に遡及して改定
- ・ 7月に4～7月分の手当を一括で支給、その後毎月手当を支給
- ・ 12月に補助金を申請

補助金は手当4月分から申請

【申請のパターン例②】

先に補助金をもらってから手当の支給を開始する場合

【例 3】

- ・ 6月に給与規程を改定（9月から適用）
- ・ 7月に補助金を申請、9月に入金
- ・ 9月から手当を支給

補助金は手当9月分から申請

【例 4】 ← 推奨

- ・ 6月に給与規程を4月に遡及して改定
- ・ 7月に補助金を申請、9月に入金
- ・ 9月に4～9月分の手当を一括で支給、その後毎月手当を支給

補助金は手当4月分から申請

※入金時期については、書類の不備なくご提出いただいた場合の目安です。

【Q & A①】

Q 1. 社宅や職員宿舎の利用者も対象になりますか？

【A 1】

- ・対象になります。ただし、東京都の「障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業」の利用者は対象になりません。

Q 2. 夫婦ともに福祉・介護職員ですが手当の対象になりますか？

【A 2】

- ・対象になります。

【Q & A②】

Q 3. 派遣職員は対象になりますか？

【A 3】

- ・事業者から直接給与をもらっていない派遣職員は対象外になります。

Q 4. 法人内で事務職から福祉・介護職に異動した人は何年目ですか？

【A 4】

- ・福祉・介護職等になった時点で1年目とします。

Q 5. 法人内の介護事業所から障害事業所に異動した人は何年目ですか？

【A 5】

- ・介護事業所からの年数が通算されます。

【Q & A③】

Q 6. 補助金申請時点で今後採用予定の人の分は申請できますか？

【A 6】

- ・採用予定の人の分も見込みで申請することが可能です。採用できずに支払わなかった分は翌年の実績報告の際に返金となります。

Q 7. 予定より多くの方が採用でき、最初に申請した分では足りなくなりそうなのですが、どうすればよいですか？

【A 7】

- ・当初の交付金額では不足する見込みの事業所を対象に、1月以降に追加申請を受け付ける予定です。

【Q & A④】

Q 8. 手当の支給方法に制限はありますか？

【A 8】

- ・原則例月払いとします。ただし、支給開始年度は給与規程の遡及改定を行い、遡及分を一括して支給することが可能です。

Q 9. 1～5年目までの職員も1万円支給することは可能ですか？

【A 9】

- ・都の要綱に記載された補助額と違う金額を支給する場合は、給与規程にその旨明記して下さい。ただし、補助金は支給された手当額のみ交付されます。

【Q & A⑤】

Q 1 0 . 都外に住んでいる職員も対象になりますか？

【A 1 0】

- ・ 都内の障害福祉サービス等事業所に勤務していれば、居住地を問わず対象になります。